東京都飼養衛生管理指導等計画

令　和　3 年　4 月　1 日
東　京　都　公　表

はじめに

(1)本計画は、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「法」という。)第12条の3の4に規定する飼養衛生管理指導等計画を定めるものである。

(2)本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度とする。

(3)法第12条の3の3に規定する飼養衛生管理指導等指針が変更された場合には、本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。また、都内における家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向又は本計画の実施状況を踏まえ、必要があると認めるときも、同様とする。

第一章　飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向

Ⅰ　東京都の畜種別の飼養状況

(1)畜種別の飼養頭数及び状況、家畜衛生上の課題を設定するに当たり言及が必要な内容

都内の令和2年2月1日時点の飼養頭羽数は、乳用牛1,516頭、肉用牛579頭、豚2,458頭、鶏10万3,629羽、馬1,367頭である。また、飼養戸数は、乳用牛47戸、肉用牛23戸、豚45戸、鶏420戸、馬57戸である。1戸あたりの飼養頭羽数は、乳用牛32.3頭、肉用牛25.2頭、豚54.6頭、鶏246.7羽、馬24頭であり、小規模経営が多数存在していることが特徴である。

小規模経営においては、疾病発生予防の概念の不足、衛生設備の不整備、高齢化や労働力の不足等から、飼養衛生管理基準の遵守が不十分であるが、農場ごとにリスクが異なることから、それぞれに応じた対応が必要である。

(2)家畜衛生上の課題解決に関連する関係者の範囲や状況

都には、酪農業協同組合、TOKYOX 生産組合、東京しゃも生産組合、東京うこっけい生産組合などの生産者団体が存在し、日頃から会議等を通じて家畜衛生に関する最新の情報を共有している。また、産業動物獣医師及び農業共済組合に、都が行う家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止の施策に協力を依頼するとともに、飼養衛生管理基準の遵守について必要な助言等がなされている。

Ⅱ　家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

(1)家畜区分ごとの家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

家畜区分	家畜の伝染性疾病の発生状況	家畜衛生上の課題
牛	・ヨーネ病については、法5条に基づく定期検査及び臨時検査により摘発と侵入防止を図ってきた結果、平成21年6月を最後に都内において本病の発生は認められていない。 ・牛伝染性リンパ腫については、清浄農場が陽転する事例は近年ではないが、陽性農場内では感染が広がっている。都全体の感染戸数の陽性率は横ば	・飼育者は農場内に入る際に、車両の消毒を実施していない、あるいは関係者が実施しているか確認していない事例が多く、車両を介して農場に病原体が持ち込まれる可能性がある。 ・畜舎毎に専用の靴の用意または消毒を実施していない事例が多く、成牛舎から免疫力の弱い育成牛が集まる育成舎に病原体が持ち込まれる可能性がある。

	いである。 ・監視伝染病以外の疾病としては、子牛の下痢や乳房炎が散発している。	
めん羊・山羊	・業として飼養している農家が無いため、疾病の発生事例もない。	・区域内で飼養されているめん羊・山羊は除草や愛玩用として飼養されている場合がほとんどであるため、飼養者の衛生意識が低い。
豚	・豚熱については、都内養豚農家での発生はないものの、多摩地域で野生いのししの野外株感染が断続的に確認されており、養豚場での発生が危惧される。 ・PED についても、都内養豚場での発生はないものの、近隣県で発生が続いており、都内の侵入リスクが高い状況である。	・多摩地域の養豚農場は、豚熱ワクチンを接種しているが、家畜防疫員がワクチン接種に割ける日が限られ、接種日齢に多少のばらつきが生じている。そのような中、野生動物の侵入防止対策が不十分な農家があり、豚熱ウイルスの侵入リスクが高い。 ・車両の消毒が徹底されていない農家が散見され、PED 等のウイルス病の侵入リスクが高い。
鶏	・令和 2 年度は国内で高病原性鳥インフルエンザが多発しており、都内での発生も危惧される。 ・ニューカッスル病について、毎年度、100 羽以上の飼養農場に対し抗体検査を実施し、その検査結果に基づいてワクチン接種等の指導を行っている。近年、発生は認められていない。 ・鶏痘について、近年、農場や展示施設等で散発的に発生した事例がある。	・高病原性鳥インフルエンザの国内発生を受け、養鶏農家では飼養衛生管理基準の遵守状況が改善されてきた。 ・家きんを対象動物とする獣医師が都内では限られており、ワクチン接種を十分に行えない状況にある。
うずら	・サルモネラ症について、近年では愛玩目的で飼養されていたうずらで発生した事例がある。	・愛玩目的で飼養されている場合が多く、飼養衛生管理基準を遵守していない可能性がある。また、家きんを対象動物とする獣医師が都内では限られており、ワクチン接種を十分に行えていない。
馬	・都内で主要な伝染病の発生はない。	・乗馬クラブ等では不特定多数の者が出入りするため、消毒等について適切なマニュアルがない場合、病原体の持込リスクがある。競馬場では海外から馬を導入した場合は、着地検査により疾病の早期発見に努めている。

Ⅲ 指導等の実施に関する基本的な方向

1 指導等に関する基本的な方向

(1)指導等の実施において重視する事項及び基本的考え方

飼養衛生管理基準は、全ての家畜の所有者が家畜の飼養に係る衛生管理において基本として守るべき基準である。その遵守により、衛生管理区域への当該伝染病の病原体の侵入を防止し、家畜への感染を防ぐことであり、最も重要な予防対策である。また、ひとたび特定家畜伝染病が発生した場合には、近隣及び関連農場のみならず、関連事業者を含めた地域全体の経済活動に影響が及ぶため、家畜の所有者にその旨を自覚してもらう。

都は、家畜の所有者等及び関連事業者に対して家畜ごとに定められた飼養衛生管理基準の内容の普及を図っており、家畜の飼養農場における過去の疾病の発生状況、家畜の飼養状況、家畜衛生上の課題等に即して、柔軟に飼養衛生管

理基準の遵守を指導する。また、立入り時には家畜の所有者等との連絡体制を確認し、疾病発生時の対応の周知に努めるとともに、家畜の伝染性疾病の発生を想定した訓練を行うことにより、現場に効果的かつ効率的に飼養衛生管理基準の再徹底を実施できる体制を整備する。

令和 3 年の定期報告では、初めての新しい様式による遵守状況の自己点検になる。これまで対策として不十分だった措置は、牛飼養農場では、衛生管理区域への立ち入り者の記録と保管、車両消毒や車両を介した交差汚染防止対策、豚飼養農場では、衛生管理区域出入り時の車両消毒、衛生管理区域専用の服、靴の設置と履き替え、鶏農場では、衛生管理区域、畜舎に立ち入る時の手指の消毒、専用の服、靴の使用、野生動物侵入防止といった項目があげられる。各農場から提出された点検表に基づき家畜防疫員の立ち入り時にこれらの項目を含めた全ての管理状況についての確認と改善するよう指導していく。

(2) 市町村、生産者団体等との協働体制の構築

と畜場からは「と畜検査成績」を、産業動物獣医師からは「診療情報」を収集しており、生産者団体の会議などにおいて、これらの情報を周知している。また、個々の生産者における衛生上の問題についての取集を行う。

(3) 家畜衛生情報の周知方法

毎月発行している家畜保健衛生所の広報誌を中心に情報を周知しているが、緊急性が高い情報はメールや電話で周知をする。

(4) 生産性を阻害する疾病の低減

慢性経過を辿る伝染病に対しての飼養者の意識は低い。出生率や増体率の低下、乳質や乳量の減少等の生産性が低下する疾病は収益が低下するものの、対策を講じない傾向がある。異状を呈する家畜を発見した場合は、獣医師等に速やかに通報するように指導する。

(5) 動物用医薬品の適正な流通・使用

抗菌剤の不適切な使用によって発生・増加する薬剤耐性菌は、畜産分野において、家畜の治療を困難とするほか、食品を介して人へと伝播し、人の感染症の治療も困難とするおそれがあり、近年、国際的に解決すべき課題となっている。

そこで、抗菌剤の不適切な使用による薬剤耐性菌の出現を防ぐため、販売業者、獣医師を対象とした東京都主催の講習会で適正使用について注意喚起し、動物用医薬品の適正な流通・使用が図られるよう指導する。

また、抗菌剤を使用する際には、適切な病性の把握と疾病の診断に基づき、薬剤感受性を把握した上で薬剤を選択して使用することが薬剤耐性対策となるため、飼養者には薬剤感受性試験を受けるように指導する。

(6) 野生動物への対策強化等に関する考え方

都は、地域の関係者と協力し、野生動物の捕獲や、伝染性疾病の清浄性又は浸潤状況を確認するための野生動物の検査のほか、食品残さ等を介した野生動物への感染を防止するためのゴミ箱や看板の設置等の対策を総合的に推進する。

2 指導等の実施に関する基本的な方向

(1) 飼養衛生管理者による自己点検の方法等についての指導方針

家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止のためには、飼養衛生管理や家畜伝染病の早期発見及び早期通報が

不可欠であり、家畜の所有者は、その飼養している家畜につき家畜の伝染性疾病の発生を予防し、当該家畜に起因する家畜の伝染性疾病のまん延を防止することについて第一義的責任を有している。これを踏まえ、飼養衛生管理者は、飼養する家畜の飼養衛生管理について、農場ごとに作成した衛生管理マニュアルに従い、少なくとも年 1 回以上の自己点検を行い、その結果を家畜の所有者と共有するよう指導を行う。

また、毎年、家畜の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況について、国が示している様式を使用し、確認を行う。その際、飼養衛生管理者が法第 12 条の 4 による定期報告等として行う自己点検の結果も併せて確認する。確認に当たっては、国が作成する飼養衛生管理基準の遵守指導に係る手引き、チェック様式等を活用して実施する。指導に当たっては、最新の家畜衛生、畜産経営、生産振興等に関する情報を踏まえ、防疫上必要な水準を維持しながら、従事者等が継続的に衛生管理対策を実践できるよう労務負担やコストの低減にも配慮して行うよう努め、必要に応じて近隣農場の優良事例を紹介する等、総合的に飼養衛生管理の向上を推進する。

第 1 回目の自己点検結果の確認は、牛農場には 6 月中旬までに事業実施で巡回する農場を対象とし、豚及び 100 羽以上飼養の鶏農場には 7 月中旬頃までにすべての農場を対象に巡回指導をすることとする。最近の国内の発生状況を考慮して豚、鶏を優先させるため、馬飼養施設については、9 月頃に巡回を開始することとする。この巡回指導で不十分と確認された項目は、家畜防疫員記入欄に改善措置の方法、期限等を記載したチェックシートを農場毎に手渡し、家保は写しを保管することで情報の共有を図っていく。改善実施の状況の確認は電話等で行い、改善が確認された場合には改めて巡回した上で確認していく。この自己点検、確認・指導、改善の PDCA サイクルは 1 カ月程度とし、衛生管理の改善によるリスクを低減する措置の実施を繰り返し指導していく。改善が確認された後には、自己点検の実施または、事業等による農場訪問時に適正な衛生管理が継続されていることを確認していく。適正でないことが確認された場合には再度 PDCA サイクルにより改善を求めていく。

なお、豚飼養農場については、近隣で野性イノシシでの豚熱陽性事例が確認されていること、アジア地域でアフリカ豚熱、口蹄疫が発生していることから、野生鳥獣の侵入防止対策は欠かせない重要な対策と考えられる。自己点検でこの対策が不十分な農場には指導を継続し、自己点検と改善を指導していく。家きん飼養農場には、鳥インフルエンザの発生シーズン前の 9 月頃から、飼養羽数の多い農場から自己点検表を確認し、不遵守項目があった場合には、早急に遵守すべき事項に優先順位をつけ流行期前に改善されるように指導し、その後改めて自己点検の継続を指示する。

都は、飼養者による飼養衛生管理に関する自己点検記録を確認した結果、病原体の侵入リスクが低いと家畜防疫員が認めた農場については立ち入りを不要とし、電話、写真、動画で代替できるものとする。ただし、計画期間中、全ての農場に少なくとも1回は、家畜防疫員が立入りを行う。

当該指導の結果、飼養衛生管理基準の遵守状況が著しく不十分である場合等、衛生管理の改善が全く認められない場合は、法第 12 条の 5 に基づき、指導及び助言を実施する。指導及び助言に当たっては、不遵守の内容及び不遵守事項ごとに具体的な改善方法を明示し、文書を交付して指導及び助言する。

家畜の所有者がなお飼養衛生管理基準を遵守していないと認めるときは、法第 12 条の 6 第 1 項に基づき、期限を定めて、家畜の飼養に係る衛生管理の方法を改善すべきことを勧告する。勧告に当たっては、不遵守の内容及び不遵守事項ごとに具体的な改善方法を明示し、文書を交付して行う。

この家畜の所有者が改善すべき期限として定める期間は、原則 2 週間(ただし、施設整備等が必要である場合その他の理由により、2 週間以内に改善することが困難と認められる場合には、不遵守の内容に応じた合理的な期間。)とし、当該期間が経過した後、速やかに必要な改善が実施され、もって飼養衛生管理基準が遵守されていることを確認する。

家畜の所有者がその勧告に従わないときは、その者に対し法第 12 条の 6 第 2 項に基づき、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令する。

また、家畜の所有者が改善すべき期間として定める期間は原則 2 週間とし、当該期間が経過した後、速やかに勧告に

係る措置がとられていることを確認する。

(2)優先事項等の設定の考え方

都内では、野生いのししにおいて豚熱陽性が確認されていることから、養豚場の野生動物侵入防止対策と人や物を介した病原体の侵入防止対策を重点指導事項とする。また、令和2年は高病原性鳥インフルエンザが家きん及び野鳥で多発しており、本病は都内でも発生するリスクがあることかあることから、養鶏場についても同様とする。

(3)市町村、関連事業者、生産者団体及び獣医師等を活用する場合の情報共有等の考え方

都は、生産者団体の会議、共済組合に所属する獣医師との会議に出席し、最新の家畜衛生に関する情報を提供する。

第二章 家畜の飼養に係る衛生管理の状況並びに家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向を把握するために必要な情報の収集に関する事項

Ⅰ 実施方針

都は家畜防疫対策要綱(平成11年4月12日付け11畜A第467号農林水産省畜産局長通知)における別記1「監視伝染病のサーベイランス対策指針」に基づき、全国的サーベイランス及び地域的サーベイランスの実施に関する計画を作成し、毎年公表する。

(1) 牛

- ヨーネ病について、法第5条に基づき都内全地域の乳用牛及び肉用繁殖牛は4年ごとに、他県からの導入牛及び預託帰還牛は随時検査を実施し、本病の早期摘発、淘汰によるまん延防止を図る。また、「牛のヨーネ病防疫対策要領」に基づき、患畜の発生のあった場合はその農場について、法第51条により定期的、継続的な検査を実施し、清浄化を推進する。
- ブルセラ症及び結核について、共進会出品牛等を対象として第5条に基づき検査を実施する。
- 「監視伝染病のサーベイランス対策指針」の発生予察の対象疾病であるアカバネ病の抗体の動向を定期的に調査するとともに、検査結果に基づき適切な予防接種の指導等を行い発生予防に努める。
- 法第5条に基づき、死亡牛のうち以下のいずれかに該当する場合は牛海綿状脳症(BSE)検査を実施し、本病の疫学情報の収集、清浄性の確認等を行う。
  ① 特定症状を呈した牛:全ての月齢の牛
  ② 起立不能牛:48ヶ月齢以上
  ③ 一般的な死亡(①及び②を除く。):96ヶ月齢以上
- 牛伝染性リンパ腫の発生予防及びまん延防止のため、法5条検査時の残血清を用いた抗体検査や預託牛等を対象に抗体検査を実施し、抗体陽性農場及び陽性個体を把握し、「牛白血病に関する衛生対策ガイドライン」に則り、農場内感染拡大防止及び侵入防止対策を指導し、清浄化を推進する。
- 牛ウイルス性下痢(BVD)の抗体検査を実施するとともに、感染源となるBVDウイルス持続感染牛(PI牛)摘発のための検査を積極的に実施し、PI牛の早期とう汰の奨励と適切なワクチン接種を指導する。また、まん延防止のため、預託前の牛の検査を実施し、陰性牛のみ預託に出すよう指導する。

(2) 豚

- オーエスキー病は、平成24年度には清浄化を達成した。今後とも「オーエスキー病防疫対策要領」に基づき抗体検

査を継続実施し、全農場の清浄性維持の確認と侵入防止に努める。

- 豚熱については「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、豚飼養農家に対する飼養衛生管理基準の遵守の指導とともに、立入検査及び抗体検査による浸潤状況確認調査を実施する。また、関係団体の協力を得ての野生いのししの検査を実施する。と畜場における交差汚染防止対策について、公衆衛生部局と協力し実施する。野生いのししに対しては捕獲とサーベイランスの強化及び野生いのししの経口ワクチン散布を実施する。
- 令和元年 12 月に都が豚熱ワクチン接種推奨地域に指定されたことから、都内全域を豚熱ワクチン接種区域に指定し、初回ワクチン接種を実施した。ワクチン接種農場の繁殖豚については、6 か月に 1 回、ワクチンの有効性を確認するための抗体検査を実施するとともに、初回接種から 6 か月後に追加ワクチン接種を実施する。その後は 1 年おきに追加ワクチン接種を実施する(生涯で 4 回まで)。また、ワクチン未接種導入豚及び離乳豚に対するワクチン接種を随時実施する。
- アフリカ豚熱については「アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、豚飼養農家に対する飼養衛生管理基準の遵守の指導とともに特定症状の有無を確認する。また、死亡している野生いのししについては PCR 検査を実施する。
- 豚繁殖・呼吸障害症候群のサーベイランスを実施し、抗体陽性農場の状況監視及び抗体陰性農場の清浄性維持に努める。

(3) 鶏

- 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの早期発見、通報の徹底を図るため、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づくモニタリングに加え、法第5条による発生予察検査及び法 51 条による立入検査を実施するとともに、防鳥ネットや消毒槽の設置等、飼養衛生管理基準に基づく衛生管理を指導する。また、万が一の発生に備えた危機管理体制の整備、防疫要員の確保等、本病の発生予防、まん延防止対策の推進に努める。
- ニューカッスル病等の抗体調査を実施し、ワクチン接種の励行と適切な接種方法を指導する。

(4) 馬

- 馬伝染性貧血検査は、家畜防疫員が必要と認めた場合には、法第 5 条に基づき臨時検査を実施する。

(5) 蜜蜂

- 転飼養蜂業者については法第 5 条による腐蛆病検査、定飼養蜂業者については、必要に応じて法第 51 条による立入検査を行い、各種蜜蜂の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に努める。

(6) めん羊・山羊

- 12 ヶ月齢以上の死亡めん羊及び山羊について「伝達性海綿状脳症検査対応マニュアル」に基づくTSE検査を実施する。

(7) 畜種に限らず以下の情報については、毎月、または緊急時に発行する広報誌等で飼養者に情報提供する。

- 各種サーベイランス情報:①実施目的、②結果③結果に対する分析④感染リスクの評価
- 病性鑑定情報:①疾病名②畜種③発症日④症状、経過⑤家保の対応⑥結果⑦飼養衛生管理上の問題、注意点⑧対処すべき事項
- と畜検査成績(豚のみ):①病変の頻度②農場ごとの病変の頻度③病変ごとの飼養衛生管理上の問題、注意点④対処すべき事項

第三章 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項

Ⅰ 飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項

1 重点的に指導等を実施すべき事項及び指導等の実施方針

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき事項	指導等を実施する目安の地域、時期等	実施の方法
牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊	・家畜の所有者の責務の徹底 ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ・衛生管理区域の適切な設定 ・記録の作成及び保管 ・衛生管理区域の出入口における車両の消毒 ・特定症状が確認された場合の早期通報 ・畜舎の入り口における靴の交換又は消毒	① 多摩地域 令和 3 年度から積極的に対策を進める。 ② 区部・島しょ 畜産農家が少ないため、多摩地域の指導を優先的に実施し、重点指導は令和4年度以降とする。	農家への立ち入り時に、不遵守事項を文書で示し、改善する旨の意思を示した文書をもらう。数回指導しても改善が認められない場合は、指導・助言文書を交付する。 重点指導項目の改善を優先的に指導する。その他の項目も徐々に体制を整えるよう指導する。 愛玩など、畜産業者以外の飼養者には当所から定期的に送付している広報を活用し、基準について周知する。
豚及びいのししし	・家畜の所有者の責務の徹底 ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ・衛生管理区域の適切な設定 ・記録の作成及び保管 ・処理済み飼料の利用 ・衛生管理区域への野生動物の侵入防止 ・畜舎ごとの専用の靴の設置及び使用並びに手指の洗浄及び消毒 ・野生動物の侵入防止のためのネットの等の設置、点検及び修繕 ・衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 ・特定症状が確認された場合の早期通報 ・衛生管理区域の出入口における車両の消毒	① 多摩地域 野生いのししが生息しており、令和 3 年度から優先的に対策を進める。 ② 区部・島しょ 野生いのししの生息がなく、畜産農家も少ないため、重点指導は令和 4 年度以降とする。 ③増加傾向にある愛玩飼育者には、随時実施している豚熱ワクチン接種時に指導を行う。	農家への立ち入り時に、不遵守事項を文書で示し、改善する旨の意思を示した文書をもらう。数回指導しても改善が認められない場合は、指導・助言文書を交付する。 重点指導項目の不遵守について、優先的に指導する。
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥	・家畜の所有者の責務の徹底 ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ・衛生管理区域の適切な設定 ・記録の作成及び保管 ・衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用	① 多摩地域 区部に比べ、畜産農家が多く、また野生動物が多く生息しているため、令和 3 年度から優先的に実施する。 ② 区部・島しょ	農家への立ち入り時に、不遵守事項を文書で示し、改善する旨の意思を示した文書をもらう。数回指導しても改善が認められない場合は、指導・助言文書を交付する。 重点指導項目の不遵守ついて、優先的に指導する。

	・野生動物の侵入防止のためのネットの等の設置、点検及び修繕 ・衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 ・特定症状が確認された場合の早期通報	畜産農家が少なく、野生動物の生息も少ないことから、重点指導は令和 4 年度以降とする。 ③愛玩、教育機関等の少羽数飼養者には、電話連絡、資料配布等による指導を優先的に行い、巡回指導は必要に応じて行っていく。	
馬	・家畜の所有者の責務の徹底 ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ・衛生管理区域の適切な設定 ・記録の作成及び保管 ・器具の定期的な清掃又は消毒	令和 3 年度は東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた馬事衛生指導、着地検疫を確実に実施する。	都内の馬飼養施設は、乗馬クラブ、大学乗馬部及び競馬場であり、不特定多数の者が出入りする施設であることや趣味や娯楽、スポーツの場でもあることから、各施設の実状に応じた衛生対策を施設管理者等に指導する。

2 各年度の優先事項等

年度	優先事項等
令和3年度	・国内で発生している豚熱及び高病原性鳥インフルエンザを念頭に、豚及び鶏の畜産農家について、重点的に指導を行う。 ・新たに飼養衛生管理基準で設定された項目について、畜種に関わらず、指導を行う。 ・畜産農家及び野生動物の生息が多い多摩地域について、重点的に指導を行う。
令和4年度	・東京都や近隣県及び国内の伝染性疾病の発生状況を踏まえ、当該疾病の発生・まん延予防に必要とされる措置について、対象となる家畜の指導を重点的に行う。 ・区部及び島しょ部の畜産農家の指導を積極的に行う。
令和5年度	・過去の指導状況から十分な対応が行われていない項目について家畜の種類にかかわらず指導を行う。

Ⅱ　Ⅰ以外で推奨すべき、飼養衛生管理上の事項

家畜伝染病発生時に死体の埋却地を確保できない飼養者がいるが、殺処分等の防疫措置の開始が遅れないように、都は一時的に保管するための防疫バックを準備している。都内においては想定している埋却地が使用できない場合も想定されることから、移動レンダリング装置や焼却施設等の利用について事前に準備を行う。

第四章　家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する事項

Ⅰ　家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する方針

都は、飼養者が特定家畜伝染病の侵入防止に資する設備を整備する場合には、その費用の一部を補助する。（令和2年度から令和6年度を予定）。また、東京都獣医師会では、牛のアカバネ秒、イバラキ病などのワクチン接種についての補助事業やヨーネ病、牛ウイルス性下痢（BVD）、地方病性白血病（EBL）感染牛の淘汰事業について補助を行う。

第五章　飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項

Ⅰ　都道府県の体制整備

1　家畜防疫員の確保及び育成

都における獣医職の採用は、近年、欠員が生じる状況はなく、獣医職の確保は採用枠的には満たされている状況である。一方、家畜保健衛生所で行われている獣医系の大学生を対象とした研修生の受け入れは、公務員獣医師や畜産分野の獣医師への就業の動機付けとなっていると考えられ、今後も積極的に学生研修の受け入れを行っていく。

獣医職の中で家畜伝染病予防法に基づき任命される家畜防疫員は、家畜衛生部局（食料安全課、家畜保健衛生所）の職員として専任で従事している。一方、家畜衛生部局以外（公衆衛生部局）では、と場や島しょ地区での家畜伝染病発生時の初動防疫対応のため家畜防疫員として任命しており専任従事ではない。

家畜衛生部局では職場内 OJT や農林水産省主催の各種研修会の受講により知識と技能を習得している。一方、衛生部局では獣医職を対象とした研修会によって家畜衛生関連の講義を行っている。さらに、緊急的に家畜衛生対応を担う島しょ地区の家畜防疫員には、家畜保健衛生所において鳥インフルエンザ初動対応に則した講義・実技の研修会を行っている。

他県においては非常勤職員として民間獣医師を家畜防疫員として任命している例があるが、都においては人事の制度上、非常勤職員を家畜防疫員に任命していない。

Ⅱ　飼養衛生管理者の選任、研修等

1　飼養衛生管理者の選任に関する方針

都は、飼養衛生管理者の選任について、次の①から③までの条件を提示する。

① 生管理区域ごとに、その衛生管理区域の管理経験や知識、管理指導の能力が豊富な者を選任すること。

② 衛生管理区域ごとに、それぞれ飼養衛生管理者を選任すること。ただし、衛生管理区域が隣接している場合や、その経営形態の性質上、複数の衛生管理区域を一人で管理したとしても、飼養衛生管理基準の遵守に支障がない場合には、この限りでない。

③ 衛生管理区域ごとの飼養衛生管理者の選任状況は、毎年の定期報告により報告すること。飼養衛生管理者を選任していない衛生管理区域がある場合は、速やかに選任すること。

2　飼養衛生管理者に対する研修・教育に関する方針

都は、飼養衛生管理者がその業務を行うために必要な知識・技術の習得・向上を図ることができるよう、原則として、毎年１回以上、以下①～④の研修を提供するとともに、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理者を当該研修に参加させるよう指導するとともに、所有者自身も参加することを推奨する。なお、研修会の参加の他、資料等の提供により飼養衛生管理者に必要な知識・技術の習得・向上を図ることも可能とする。

① 海外及び国内（特に都内）における家畜の伝染性疾病の発生の状況・動向

② 飼養衛生管理基準の内容及び同基準を遵守するための具体的な措置の内容

③ 都の指導計画の内容

④ その他必要な知識・技術の習得・向上に資する事項

3 飼養衛生管理者に対する情報提供に関する方針

都は、必要に応じて、公報誌、電話、メール等を活用し、家畜の所有者等に対し、以下の情報を直接提供する。

① 平常時

国内外の家畜の伝染性疾病の発生状況、最新の科学的知見に関する事項、家畜の所有者等に対する研修に関する事項、国又は都による飼養衛生管理に係る調査、注意喚起又は指導に関する事項、家畜の伝染性疾の発生状況の調査に関する事項等

② 家畜伝染病の発生時又は野生動物における家畜の伝染性疾病の感染確認時

当該疾病の発生状況に関する事項、法に基づく制限等に関する事項、国又は都による緊急の飼養衛生管理に係る調査、注意喚起又は指導に関する事項等

Ⅲ その他指導等の実施体制に関する事項

(1)命令違反者の公表について

都は、法第 12 条の6第3項及び第 34 条の2第3項の命令違反者について、周辺農家及び関連事業者におけるリスク管理の取組が適切に実施されるよう、家畜の飼養農場の名称及び所在地、代表者名又は家畜の所有者の氏名、違反事由等を速やかにホームページ等で公表するとともに、速やかに国へ報告する。

第六章 協議会等の活用その他の飼養衛生管理に係る指導等実施に関し必要な事項

Ⅰ 協議会等の活用と相互連携に関する方針

協議会等の種類	構成	設置時期	事務局	協議内容
関東甲信越北陸ブロック家畜衛生協議会	・茨城県畜産課 ・栃木県畜産振興課 ・群馬県畜産課 ・埼玉県畜産安全課 ・千葉県畜産課 ・東京都食料安全課 ・神奈川県畜産課 ・新潟県畜産課 ・富山県農業技術課 ・石川県農業安全課 ・福井県生産振興課 ・山梨県畜産課 ・長野県畜産課	既存	各県の持ち回り	・各都県における家畜衛生に関する諸課題について ・国への質問・要望事項について

	・静岡県畜産振興課			
都県境家畜防疫推進協議会	・東京都家畜保健衛生所 ・神奈川県県央家畜保健衛生所	既存	持ち回り	・都県における家畜衛生に関する諸問題について
都県境家畜防疫推進協議会	・東京都家畜保健衛生所 ・埼玉県中央家畜保健衛生所 ・埼玉県川越家畜保健衛生所	既存	持ち回り	・都県における家畜衛生に関する諸問題について
HPAI 対策区市町村担当者会議	・総務局総合防災部防災管理課 ・環境局自然環境部計画課 ・産業労働局農林水産部食料安全課 ・都内区市町村の畜産主管課	既存	総務局総合防災部	・都における家畜衛生に関する諸課題について ・高病原性鳥インフルエンザ発生時の対応について

Ⅱ 家畜の伝染性疾病の発生時における緊急対応に関する方針

都は、アフリカ豚熱、口蹄疫、牛疫及び鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病が発生し、又は野生動物において確認された場合には、防疫指針に基づき、適切にサーベイランスを実施するとともに、周辺の家畜の飼養農場に対し、当該疾病の発生・確認に伴い設定される制限区域内を中心に、飼養衛生管理基準の遵守状況について速やかに緊急点検を実施する。

その際、現に近隣で疾病が発生していること及び既に病原体が農場内に侵入している可能性があることを踏まえ、飼養衛生管理基準のうち、特に「Ⅱ 衛生管理区域への病原体の侵入防止」及び「Ⅳ 衛生管理区域外への病原体の拡散防止」が確実に実施されているかを確認し、実施が不十分と考えられる場合には、法第 34 条の 2 に基づき緊急の勧告又は命令を行う。なお、これらの勧告又は命令の実施後に、改善したことを確認する期間は、原則として 1 週間とする。

また、周辺の家畜の飼養農場において特定症状が確認された場合の早期通報が円滑かつ確実に行われるよう、疾病の発生状況、家畜保健衛生所の電話番号等の連絡方法、通報が必要となる症状等について周知する。

都と近接している埼玉県、神奈川県、千葉県、山梨県で特定家畜伝染病が確認された場合、家畜保健衛生所長は、その疾病の対象家畜の飼養者に対し、緊急点検や注意喚起、消毒等を依頼する。また、感染が拡大される場合には、家畜伝染病予防法による消毒を命令する。

Ⅲ 通常の家畜の飼養農場以外の場所への対応に関する方針

展示施設、観光牧場及び愛玩動物については、それぞれの飼養環境及び形態の特徴、人及び野生動物との接触の機会等を考慮の上、衛生管理区域の適切な設置、重点的に消毒を強化するポイント等の飼養衛生管理上の留意点を明示的に指導する。

(1)展示施設及び観光牧場

- 病原体の持込み及び持出しを防止するために、次の①～⑦の内容について、規則を作成するよう指導する。
  - ① 衛生管理区域の設定
  - ② 入場者への協力依頼
  - ③ 入場車両の消毒
  - ④ 入場者の消毒
  - ⑤ 家畜の健康観察の実施
  - ⑥ 異状確認時の通報ルール作成
  - ⑦ その他

・ 鶏等及び豚等については、夜間など従業員の目が行き届かない際は畜舎に収容させる等により、野生動物との接触を避けるよう指導する。

(2)愛玩動物

・ 飼養に係る用途にかかわらず、家畜伝染病予防法で指定された家畜を飼養している者は、飼養衛生管理基準を遵守する義務があることから、これを遵守するよう指導する。

・ 特定症状が確認された場合の早期通報について指導する。

※ 愛玩豚に関しては、都内で野生いのししで豚熱発生が認められることから、以下についても指導する。

① 室内飼育を基本とし、屋外を歩かせること等は避けること。

② 肉製品を含んだ食品循環資源に係る基準を遵守すること。

③ 豚熱ワクチンを適切な時期に接種をすること。

令和3年度年間スケジュール表

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
牛												
		定期検査対象農場				定期検査外農場						
豚				養豚場（抗体検査時）					養豚場（抗体検査時）			
						愛玩豚・展示施設（ワクチン接種時）						
鶏			養鶏場（サルモネラ検査時）				養鶏場（抗体検査時）			養鶏場（サルモネラ検査時）		
					100羽未満の農場（随時）							
馬						馬術部				乗馬クラブ		